

# 浄化槽 {保守点検 清掃} 契約書 ㊟

割印

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)は、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃）に関し、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 乙は、次に記載する浄化槽の {保守点検 ( 月に 回、計年 回) }  
{ 清掃 (年 回) } を行うものとする。

(1) 設置場所 \_\_\_\_\_

(2) 種類 (単独処理・合併処理)

処理方式

流調嫌気生物ろ過循環	嫌気ろ床生物ろ過	製造業者名
流調担体流動接触ばっ気循環	嫌気ろ床接触ばっ気	メーカー型式
流調嫌気担体流動生物ろ過循環	担体流動生物ろ過	人槽 人槽 容量 m <sup>3</sup>
流調嫌気担体流動循環生物ろ過	分離ばっ気・分離接触ばっ気	

( ) 方式

設計処理水量 m<sup>3</sup>/日 (合併のみ)、設計水質BOD mg/ℓ以下

第2条 甲は前条の料金として、次のとおり乙に支払うものとする。

- |                |   |       |   |
|----------------|---|-------|---|
| (1) 保守点検費      | 円 | 1回につき | 円 (1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12) (点検月に○) |
| (2) 清掃費        | 円 |       | (全量・適量、1 m <sup>3</sup> あたり 円)                    |
| (3) 水質分析費      | 円 | 1回につき | 円   |
| (4) 浄化槽法第11条検査 | 円 | 1回につき | 円 (浄化槽法第11条検査は消費税法第6条及び同法施行令第12条により非課税です。)        |
| 年額：計           | 円 |       |   |

ただし、次に掲げる事項は、含まないものとする。

ア、電気代 イ、水道代 ウ、消毒薬剤以外の各種薬剤代 エ、種汚での投入代 オ、オーバーホール代

第3条 乙は作業を行うにあたり、浄化槽法及び関係法規を遵守するとともに、環境衛生上の諸事項に充分留意し、実施するものとする。

第4条 乙は、前条に掲げる作業を実施したときは、別に示す「保守点検記録票」を二部作成し、一部を甲に交付するものとする。また、当該「保守点検記録票」は、環境省関係浄化槽法施行規則第五条第8項及び第9項の規定により、甲乙各自、三年間保存するものとする。

第5条 乙の作業について不備が認められた場合、あるいは、乙が作業の実施にあたって甲の施設に損害を与えた場合など、本契約に関して生じた甲の損害等について、甲は乙に対し損害賠償の請求をすることができるものとする。

第6条 乙が次の各号に該当するときは、甲は、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。 (2) 乙が法令に違反したとき。

第7条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第8条 本契約に定めのない事項については、関係法規等に従い、甲乙互いに誠意をもって協議し、善処するものとする。

以上、契約締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 (管理者) 住所 〒

氏名 ㊟

TEL.

乙 (保守点検業者)  
(又は清掃業者) 所在地 〒

氏名 ㊟

TEL.

千葉県浄化槽保守点検業者登録番号	千葉県知事(登)	第	号
千葉市浄化槽保守点検業者登録番号	千葉市長(登)	第	号
船橋市浄化槽保守点検業者登録番号	船橋市長(登)	第	号
柏市浄化槽保守点検業者登録番号	柏市長(登)	第	号

市町村 浄化槽清掃業者許可番号 第 号